

一般社団法人 瀬戸健康管理センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人瀬戸健康管理センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県瀬戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、瀬戸健康管理センター診療所を開設し医療を提供するほか、勤労者及び一般市民の健康の保持を図るために必要な事業を行い、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働安全衛生法、学校保健法等に基づいて行う健康診断等事業
- (2) 労働安全衛生法等に基づいて行う労働衛生管理診断等事業
- (3) 作業環境測定法等に基づいて行う環境測定等事業
- (4) 健康診断後の生活環境等に関する相談、指導、申請援助等事業
- (5) 健康診断等に異常所見があるときに必要な検査等を行う事業
- (6) 生活習慣病等を予防するため必要な健康診断等事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(種別)

第5条 この法人に次の社員を置く。

- (1) 普通社員 この法人の目的に賛同して入社した個人、法人又は団体
- (2) 賛助社員 この法人の事業を賛助するため入社した個人、法人又は団体
- (3) 特別社員 この法人の事業遂行上特に必要と思われる者で社員総会において推薦された個人、法人又は団体
- (4) 名誉社員 この法人に対し特に功労のあったもの、又は学識経験者で社員総会において推薦された個人、法人又は団体

2 前項の社員のうち普通社員及び特別社員（以下「普通社員等」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

3 普通社員等の法人又は団体は、この法人に対して代表者としてその権利を行使する者1名を定め、これを理事長に届けるものとする。

(入社)

第6条 この法人の社員として入社しようとする者は、理事会が別に定める入社申込書により申込むものとする。

2 入社は、社員総会において定める入社及び退社規程に定める基準により、理事会において承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 普通社員及び賛助社員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総普通社員等が同意したとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は社員である団体等が解散したとき。

(4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての普通社員等をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、普通社員等1名につき各1個とする。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (7) 入社の基準及び会費規程
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2カ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する普通社員等から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

4 前項第2号の請求をした普通社員等は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

- (1) 請求の後遅滞なく招集の手続が行われないうとき。
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の日招集の通知が発せられないとき。

(招集)

第15条 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての普通社員等の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載

した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。
(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。
(定足数)

第17条 社員総会は、総普通社員等の過半数の出席がなければ開催することができない。
(決議)

第18条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総普通社員等の議決権の過半数を有する普通社員等が出席し、出席した普通社員等の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、普通社員等として決議に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総普通社員等の半数以上であつて、総普通社員等の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定める事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない普通社員等は、あらかじめ通知された事項について、他の普通社員等を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その普通社員等は出席したものとみなす。

3 第1項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(決議の省略)

第20条 理事又は普通社員等が、社員総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、普通社員等の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が普通社員等の全員に対して、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、普通社員等の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第23条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上31名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事以外の理事のうち6名以内を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって各々選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選任された代表理事は、この法人の理事長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事より副理事長及び常務理事を選任することができ、副理事長は5名以内、常務理事は1名とする。

5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また理事長に事故あるとき又は欠けたときは、予め理事会が決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

5 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 一般社団・財団法人法第63条第2項の規定により補欠として予め選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第23条第1項で定めた役員の定数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第28条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、第18条第3項に定める社員総会の決議に

よらなければならない。

(報酬等)

第29条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

その額については、社員総会が別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関する必要な事項は、社員総会の決議によって別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第31条 この法人は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により外部理事及び外部監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく責任の限度は、一般社団・財団法人法第113条の定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第31条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第26条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び同条第3項第4号の規定により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会については、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第42条 この法人の資産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資産管理運用規程による。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議によって、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定

時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく公告する。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第46条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、第18条第3項に定める社員総会の決議によらなければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

（会計原則等）

第47条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規則によるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第48条 この定款は、第18条第3項に定める社員総会の決議によって変更することができる。

（合併等）

第49条 この法人は、第18条第3項に定める社員総会の決議によって他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

（解散）

第50条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、第18条第3項に定める社員総会の決議によって、解散することができる。

（剰余金）

第51条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の処分）

第52条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議によって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第

5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て、任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第54条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 社員名簿及び社員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 役員等の報酬規程

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書及び計算書類等

(10) 監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(公告)

第57条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない

い場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人瀬戸健康管理センターの会員である者は、第6条の規定にかかわらず、一般法人の設立の登記の日にこの法人の社員になったものとみなす。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この法人の最初の代表理事は加藤庄平、業務執行理事は成田一成、山中俊博、服部正勝及び杉山仁朗とする。